記者発表資料		
発表年月日	送信枚数	発信元
令和４年６月 15 日	３枚 （本紙含む）	上郡記者クラブ事務局　担当：福井 ＴＥＬ:0791-52-1112　ＦＡＸ:0791-52-5172

産業廃棄物最終処分場の設置に関する住民投票の日程について

上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置についての賛否を確認する住民投票の投開票日を決定しましたのでお知らせします。

なお、上郡町選挙管理委員会では、「産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票に関する条例」第５条第３に規定する住民投票期日に関する告示を参議院議員通常選挙の公示日にあわせて行うこととしております。

■住民投票の投開票日

令和４年７月 10 日（日）

※第 26 回参議院議員通常選挙と同一日

■参考資料

住民投票周知チラシ

「産業廃棄物最終処分場の設置に関する住民投票について」

■問い合わせ先

部署：　総務課　担当：山田

住所：　上郡町大持 278

TEL：　0791-52-1111　FAX：　0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち

上郡町

●住民投票についてのＱ＆Ａ

Ｑ１．なぜ住民投票をするのですか？

Ａ１．これまでにも住民投票実施を求める多くの署名が提出されるなど、多くの住民にとって、産業廃棄物最終処分場の建設は非常に関心が高いことだと認識しています。また、住民には、賛成・反対それぞれの考えをお持ちの方がいらっしゃいます。そこで、建設について町民の賛否を投票によって直接確認し、今後の町政に反映させることを目的としています。

Ｑ２．投票率が低くても住民投票は成立するのですか？

Ａ２．住民投票が成立するには要件があります。
①投票者の総数が、投票資格者の総数の２分の１以上（投票率が５０％以上）となった場合、住民投票が成立し、開票します。
②投票率が５０％に満たない場合は開票しません。
③投票率には、開票の結果、無効となった投票を含みます。

Ｑ３．投票の結果をどのように生かすのですか？

Ａ３．町民の投票の結果（賛成・反対どちらかの多い方）を町民の意思として尊重し、県及び事業者にその意思を伝えます。

ーこの住民投票は「産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票条例」に基づいて行われます。ー

問合せ先

【産業廃棄物最終処分場建設計画に関すること】
上郡町住民課　環境衛生係
ＴＥＬ　0791-52-1115
ＦＡＸ　0791-52-6490
Ｍａｉｌ　jyumin@town.kamigori.lg.jp

【住民投票に関すること】
上郡町選挙管理委員会事務局
ＴＥＬ　0791-52-1111
ＦＡＸ　0791-52-5172
Ｍａｉｌ　soumu@town.kamigori.lg.jp

第 26 回参議院議員通常選挙

参議院議員選挙は、住民投票と同じ６月 22 日公示、７月 10 日投開票です。
期日前投票の期間や場所は、住民投票と同じです。

投票日　令和４年７月 10 日(日)　午前７時～午後８時

期日前投票
▶期間　令和４年６月 23 日（木）～ ７月９日（土）　午前８時 30 分～午後８時
▶場所　上郡町役場１階　101 会議室

発行日　令和４年６月１５日

産業廃棄物最終処分場の設置に関する
住民投票について

この住民投票は、上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置について、住民の皆さんの賛否を確認するものです。

投票日　令和４年７月 10 日(日)
午前７時～午後８時

住民投票は、６月 22 日に告示し、参議院議員選挙と同じ７月 10 日に投票・開票を行います。

投票できる人

日本国籍を有し、平成 16 年７月 11 日以前に生まれた方で、令和４年３月 21 日以前に上郡町の住民基本台帳に登録され、引き続き３か月以上住所があり、投票資格者名簿に登録されている方です。

■町外へ転出された方は投票できません。
■上記にかかわらず、公職選挙法第 11 条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

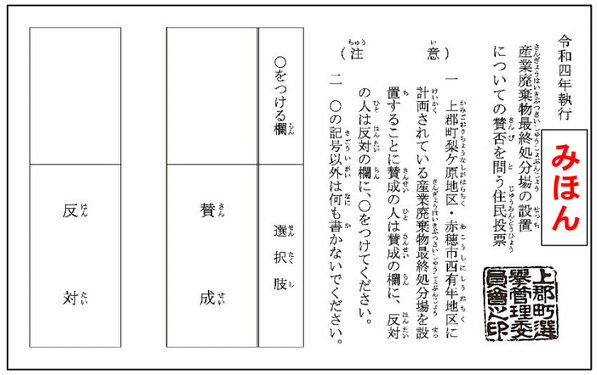

投票の方法

①産業廃棄物最終処分場の建設について、あなたが思う選択肢の上の欄に「○」をつけてください。
②「○」のほかは**何も書かない**でください。「×」などをつけると**無効**となります。
③期日前投票、指定病院・施設（承諾のあった病院・施設のみ）での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

○期日前投票のお知らせ

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

◆期　間　６月23日（木）～７月９日（土）　午前８時30分～午後８時

◆場　所　上郡町役場１階　101 会議室

これまでの主な経過

平成３０年	４月	株式会社東洋開発工業所が県へ『事業計画事前協議書』を提出
令和　元年	４月	県から町へ『事業計画事前協議書』に係る要望等について照会 【照会事項】 ①関係法令について ②事業者による事業計画の説明等の希望について ③その他意見等
	５月	町から県へ『事業計画事前協議書』に係る要望等について回答
令和　２年	６月	県から町へ『事業計画事前協議書』に係る意見照会 【照会事項】 ①周知範囲・周知方法について ②生活環境保全上の措置について ③地域計画上の事項について ④関係法令手続きについて
	7月~11月	有識者会議開催（３回開催）
	１０月	「産業廃棄物最終処分場処理施設建設計画の賛否を問う住民投票条例」制定の直接請求に係る請求代表者証明書交付申請書を町へ提出
	１０月	町から条例制定請求代表者へ請求代表者証明書を交付
令和　３年	１月	条例制定請求代表者が、条例制定請求者署名簿（6,773 人分）を添え、条例制定請求書を町へ提出
	１月	令和３年第１回上郡町議会臨時会において「上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票に関する条例案」が否決
	２月	有識者会議から町へ『事前計画事前協議書』に対する意見書を提出
	３月	町から県へ『事業計画事前協議書』に係る意見を回答
	７月	上郡町長選挙及び上郡町議会議員選挙が実施され、新たな町長、議員が選出される。
	９月	町長が『産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票に関する条例』を議会に提案し、賛成多数で可決。１年以内の住民投票の実施を決定。
	12月~ 令和4年6月	住民投票に向けた住民周知チラシを配布（３回発行）

産業廃棄物最終処分場計画の概要

□ **最終処分場を計画している事業者**

住　所：大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目２０番８号
事業者：株式会社　東洋開発工業所

□ **事業概要**

産業廃棄物の管理型埋立処分施設を新規に設置
産業廃棄物処理業の取得状況　　取得業種なし 注1)

□ **建設予定地**

（施設予定地）赤穂市西有年大山峠南 3011-119 及び 3011-120 の一部
（進入道路予定地）上郡町梨ケ原西坂 1147-26 及び 1147-80 の一部

□ **最終処分場の計画面積**

約１９万平方メートル

□ **最終処分場の埋立容量**

約３０２万立法メートル

□ **埋立期間**

２０年間

□ **跡地利用計画**

植林による造成森林

□ **搬入予定の廃棄物**

産業廃棄物 13 種類 注2)

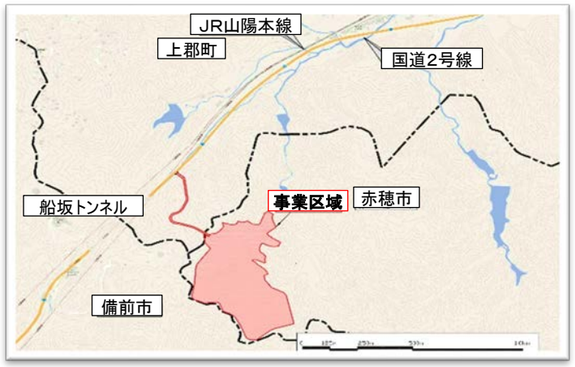

注1）これまでに産業廃棄物処理業の許可を事業として取得していないことを意味します。
注2）『「産業廃棄物最終処分場」についてみんなで考えてみませんか？』第１号、第３号参照

○投票運動について

本来、投票運動は自由にできますが、今回の住民投票は、参議院議員選挙と同日の投票となることから、公職選挙法の規定により、団体が行う場合は規制がありますので、**別紙「知っていますか？やってはいけない政治活動・選挙運動」**をご確認願います。ご不明な点は、上郡町選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

なお、選挙運動・政治活動の詳細については、上郡町公式ホームページにも掲載しています。

検索　選挙運動・政治活動に関するＱ&Ａ

★投票運動Ｑ&Ａ

Ｑ　住民投票の呼びかけはできますか？	原則として、住民投票運動は自由ですが、参議院議員選挙と同日のため政治活動・選挙運動の規制があります。 団体が行う活動は、政治団体による政治活動とみなされるおそれがありますので、政治活動にあたる場合は禁止されます。個人の活動は、政治活動についての規制はないため、選挙運動にわたらない限り自由ですが、選挙運動とみなされる場合はできません。
Ｑ　投票所へ送迎はできますか？	投票所への単純な送迎は可能です。ただし、単純な送迎であっても、見返りに金銭等を受けると道路運送法違反となります。
Ｑ　投票運動について、具体的にできること・できないことは？	住民投票期間中は、参議院議員選挙の選挙運動・政治活動の規制の対象となりますが、内容が多岐にわたるため個別具体に示すことはできません。ご不明な点は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください